

社会福祉法人 浴風会
評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浴風会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条の規定に基づき選任された者をいう。
- (2) 役員等とは、定款第16条の規定に基づき選任された理事及び監事、定款第29条の規定に基づき選任された会長、定款第30条の規定に基づき委嘱された顧問及び参与をいう。ただし、法人職員の身分を現に有する者を除く。
- (3) 常勤役員とは、役員等のうち、法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、前号に該当する者以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員に、職務執行の対価として報酬及び役員賞与を支給することができる。

2 評議員及び非常勤役員等に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別表1に定めるところとする。各々の額は、勤務状況等を勘案して、理事長が理事会の承認を得て定める。

2 評議員及び非常勤役員等の報酬の額は、別表2に定めるところとする。

3 役員賞与は、予算の範囲内においてこれを支給することとし、支給額は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）の定めを準用して算出した額とする。

4 退職慰労金の額は、退職前3か年の平均報酬月額に、在任年数（1年未満

切捨て) を乗じて得た額とする。

(交通費)

第5条 常勤役員には、第3条に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の支給は、給与規程の定めを準用して行う。

3 評議員、非常勤役員等には、会議等の出席に際し、交通費を支給することができる。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程の定めにより旅費を支給することができる。

(支給方法)

第7条 常勤役員の報酬の支給に関し、この規程に定めのない事項(支給日、支給方法、源泉徴収等)については、給与規程を準用する。

2 評議員及び非常勤役員等の報酬の支給は、会議等の出席の毎に行う。なお支給に当たり所得税等を控除する。

(役員の報酬総額)

第8条 役員の報酬総額は、年額2,200万円を超えない範囲で支給するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬及び管理手当の額

- 1 常勤役員である理事長の報酬は、月額72万円の範囲内の額とする。
- 2 常勤役員である理事の報酬は、月額55万円の範囲内の額とする。

別表2 評議員及び非常勤役員等の報酬の額

- 1 評議員会及び理事会に出席の都度、1日当たり2万円とする。
- 2 監査業務に従事の都度、1日当たり5万円とする。
- 3 その他これにより難しい場合は、別に理事長が定める。